

杉並区職員措置請求監査結果

(非常勤職員の報酬に関する住民監査請求)

平成28年12月

杉 並 区 監 査 委 員

目 次

第1	請求の概要と受理	
1	請求人	1
2	請求書の提出	1
3	請求の概要	1
4	請求の受理	2
第2	監査の実施	
1	証拠の提出及び陳述	3
2	監査対象事項	3
3	対象部局とその抗弁要旨	3
第3	監査の結果	
1	結 論	5
2	関係法令等の規定	5
3	顧問（まち・ひと・しごと創生総合戦略担当）の新設及び委嘱等の経緯	8
4	判 断	10
<別紙>		
1	杉並区職員措置請求書	15
2	杉並区長の抗弁書	19
<資料>		
1	杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例	25
2	杉並区非常勤職員規則	27
3	杉並区非常勤職員取扱要綱	31
4	杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略担当顧問の設置に関する要綱	35

【注】

請求人の氏名は仮名（A）で表示し、その住所等の記載は省略した。

第1 請求の概要と受理

1 請求人

A

2 請求書の提出

平成28年11月9日

3 請求の概要

杉並区長（以下「区長」という。）は、平成28年9月1日付けで非常勤職員である「顧問（まち・ひと・しごと創生総合戦略担当）」（以下「本件顧問」という。）として採用した増田寛也氏（以下「増田氏」という。）に対して、同年9月分の報酬として35万円を支給したが、これは不当利得に当たるので、返還請求させる等の必要な措置をとるよう、区長に対して勧告することを求める。

請求人が提出した「杉並区職員措置請求書」（以下「措置請求書」という。）は別紙1のとおりであり、その請求の要旨は次のとおりである。

（請求の要旨）

（1）顧問（まち・ひと・しごと創生総合戦略担当）の職の設置について

地方公務員法第3条第3項第3号では、特別職として「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職」を設けることができることとされているが、杉並区（以下「区」という。）では、条例上、特別職としての顧問は存在せず、一般職の非常勤職員規則の中で定めているにすぎない。また、増田氏は、条例の規定がないにもかかわらず、顧問という職に就いており、一般職の非常勤顧問というものは違法である。

（2）地方自治法第203条の2第2項ただし書の「条例の特別の定め」について

非常勤職員の報酬について定めた地方自治法第203条の2第2項では、そのただし書において「条例で特別の定めをした場合は、この限りでない」と規定され、日額以外の支給をする場合は、条例によって「特別の定め」を設けなければならないこととされているが、月額35万円の報酬支給の根拠とされるのは、議会の議決を不要とする「杉並区非常勤職員規則」（以下「非常勤職員規則」という。）しか見当たらず、非常勤職員である増田氏に対して月額報酬を支払う旨を定めた条例は存在しない。

（3）月額報酬35万円の支出について

増田氏は、週3日程度の勤務が期待されたにもかかわらず、平成28年9月に勤務したのはわずか2回にすぎず、9月5日に職員と約1時間面談、9月23日に職員と3時間20分面談したのみである。同年9月分の報

酬として支給した35万円は、このような勤務実態に照らしてあまりにも過大であり、日額3万円を上限とした非常勤職員の報酬規程に明白に反し、社会通念上も受け入れられるものではない。

非常勤職員の報酬について定めた根拠法は地方自治法第203条の2第2項であるが、原則日額であり、条例で特別の定めをした場合はこの限りでない旨規定されている。非常勤職員の報酬は、純粹に勤務・職務に対する反対給付であって、いわゆる「生活給」の趣旨は全く含まれず、わずか2回、4時間あまりの仕事に対して35万円も支給することが違法、無効であることは論をまたない。

(4) 結論

増田氏に対して支給した平成28年9月分の報酬35万円は、区長の裁量権の濫用による違法な規則変更や支出負担行為等に基づいた違法、無効な支出であり、不当利得というべきである。

4 請求の受理

本件監査請求は、平成28年11月16日の監査委員会議において、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、受理することを決定した。

請求人には、同日付けでこの旨を通知した。

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成28年11月28日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、同日に請求人の陳述を聴取した。

なお、請求人から、新たな証拠は提出されなかった。

2 監査対象事項

増田氏に対する平成28年9月分の報酬35万円の支出（以下「本件支出」という。）を監査対象とした。

3 対象部局とその抗弁要旨

総務部人事課（以下「人事課」という。）及び区民生活部地域活性化推進担当（以下「地域活性化推進担当」という。）を本件監査の対象部局とし、抗弁書の提出を求め、平成28年11月28日に抗弁書の提出を受けるとともに、同年12月6日に説明を聴取した。

平成28年11月28日付けの区長の抗弁書（以下「抗弁書」という。）（別紙2）の要旨は、次のとおりである。

抗弁書には、①顧問（まち・ひと・しごと創生総合戦略担当）の就任に関するこれまでの経緯、②顧問委嘱の経過及び③今回の措置請求に関する区の見解について記載されている。

「今回の措置請求に関する区の見解」の要旨は、次のとおりである。

（1）特別職としての顧問について

本件顧問は、非常勤の顧問の職として設置したものであり、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職になるのであって、一般職の顧問として設置した職ではない。現に、非常勤職員規則第1条で置くこととしている非常勤職員については、全て特別職であって、一般職の非常勤職員については規定していない。

地方公務員法第3条は、地方公務員の職を一般職と特別職とに区分している規定であって、同条第3項に列挙された特別職を設ける場合には条例で定めることとしているものではない。また、特別職たる非常勤の顧問の職の設置を条例事項とする法令の規定はなく、その職へ増田氏を任用するための任命行為は、杉並区副区長等と異なり杉並区議会の同意を必要とせず、本人の同意のもと、任命権者が行うものである。

以上のことから、請求人の主張には理由がない。

（2）月額35万円の支給について

非常勤職員の報酬等については、特別の定めがあるものを除くほか、「杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」（以下「非常勤職員報酬条例」という。）の定めるところによることとしており、同条例第2条

第2項において、任命権者が特に必要と認めた場合においては、報酬の額を月額で定めることができることとし、その額は35万円を超えてはならないと定めているのであって、非常勤職員規則別表の規定は、同条例の規定を受けて、本件顧問の報酬の額を月額35万円と定めたものであるから、請求人の主張には理由がない。

(3) 月額報酬の妥当性について

非常勤職員報酬条例第2条では、日額のほか、任命権者が特に必要と認めた場合は月額、年額での支払も規定しているため、違法・不当な点はない。

また、確かに平成28年9月に杉並区役所（以下「区役所」という。）に登庁したのは2回ではあるが、本件顧問の職は、一定の学識、知識、経験に基づく地方創生に係る支援及び助言をその職務内容としており、必ずしも区役所への登庁を要するものばかりではない。例えば、平成28年11月4日に、青梅市において開催された「地方創生・交流自治体連携フォーラム」に増田氏はオブザーバーとして参加し、区の取組を評価する発言を行ったことも本件顧問としての職務の一例であり、区役所への登庁日以外においても、「杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進という職責を果たすために活動することを求めるものであり、単に登庁日数によって評価されるものではない。したがって、増田氏の職務内容は、勤務日や勤務日数を指定した勤怠管理や日額払いにはなじまないため、月額報酬を採用したものである。

また、増田氏の岩手県知事3期及び総務大臣を務めたこれまでの経歴並びに地方自治、地方創生に関しての深い知見等を総合的に判断すれば、非常勤職員報酬条例第2条で規定された月額35万円の上限額で委嘱することは妥当である。

なお、措置請求書添付の別紙資料1「専門非常勤職員 顧問（まち・ひと・しごと創生総合戦略担当）の設置について」（以下「措置請求書添付資料」という。）は、非常勤職員規則を改正するに当たり、担当課である人事課が一般的な月額報酬の算定根拠を出すために作成した検討段階の内部メモであり、増田氏の勤務態様は、平成28年9月1日付けの委嘱状に記載された内容が正式なものである。

以上のことから、請求人の主張には理由がない。

第3 監査の結果

1 結 論

本件監査請求については、平成28年12月22日に監査委員4名（上原和義監査委員、三浦邦仁監査委員、浅井邦夫監査委員及び河津利恵子監査委員）の合議により、次のように決定した。

本件監査請求には理由がないものと認められるので、これを棄却する。

2 関係法令等の規定

本件監査請求における請求人の主張に係る法令等は、①地方公務員法、②地方自治法、③杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（資料1）、④杉並区非常勤職員規則（資料2）、⑤杉並区非常勤職員取扱要綱（資料3）及び⑥杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略担当顧問の設置に関する要綱（以下「総合戦略担当顧問設置要綱」という。）（資料4）であり、その関係規定は、次のとおりである。

(1) 地方公務員法第3条

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1の2) 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(2の2) 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

(6) 特定地方独立行政法人の役員

(2) 地方自治法第203条の2

（報酬及び費用弁償）

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他

の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

3 第1項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

4 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(3) 杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例第1条及び第2条
(通則)

第1条 杉並区非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(報酬の額)

第2条 職員に対する報酬の額は、勤務1日につき3万円を超えない範囲内において、任命権者が定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、特に必要と認めた場合においては、報酬の額を区長と協議して、時間を単位とする額・月額又は年額で定めることができる。この場合における報酬の額は、時間を単位として定める場合にあっては1時間当たり4,000円、月額として定める場合にあっては35万円、年額として定める場合にあっては80万円を超えてはならない。

(4) 杉並区非常勤職員規則第1条、第7条及び別表

(職員)

第1条 杉並区（以下「区」という。）に、法令その他別に定めがあるもののほか、次の非常勤職員（以下「職員」という。）を置く。

- (1) 相談員
- (2) 指導員
- (3) 医員
- (4) 研究員
- (5) 顧問
- (6) 嘱託員
- (7) パートタイマー

(報酬)

第7条 職員の報酬の額は、別表のとおりとする。ただし、嘱託員及びパートタイマーについては、別に区長が定める。

2 報酬の額が時間を単位として定められた職員の報酬は、日額で定められた職員に支給する報酬の例により支給する。

3 職員が公務上の災害により休業補償を受けた場合は、その期間、報酬を支

給しない。

別表（第7条関係）

職員		報酬の額	
相談員	略	略	
指導員	略	略	
医員	略	略	
研究員	略	略	
顧問	情報政策担当	月額	350,000円
	広報行政担当	月額	350,000円
	地域行政担当	月額	70,000円
	文化行政担当	月額	350,000円
	まち・ひと・しごと創生総合戦略担当	月額	350,000円
	保健福祉行政担当	月額	100,000円
	基金管理担当	月額	350,000円

付記 略

(5) 杉並区非常勤職員取扱要綱第1から第3まで及び別表

(目的)

第1 この要綱は、杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年杉並区条例第16号）及び杉並区非常勤職員規則（昭和39年杉並区規則第4号。以下「規則」という。）に定めがあるものを除くほか、規則第1条第1号から第5号までに定める相談員、指導員、医員、研究員及び顧問の職にある者（以下「職員」という。）の任用及び身分等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任用)

第2 職員の任用は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 職員を任用する場合の職務上必要な基準は、別表に定めるとおりとする。
- (2) 職員の任用期間は、4月1日から起算して1年間とする。ただし、4月2日以降に任用された者の任用期間は、その者の任用された日以降における最初の3月31日までとする。
- (3) 区長は、職員を再任することができる。区長は、その者の意欲、能力、健康状況及び勤務実績等を勘案して再任を決定するものとする。

(身分)

第3 職員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に定める非常勤の職とする。

別表

職名		資格基準
相談員	略	略
指導員	略	略
医員		略
研究員	略	略
顧問	情報政策担当	情報政策に関する知識・経験を有する者
	広報行政担当	広報行政に関する知識・経験を有する者
	地域行政担当	地域行政に関する知識・経験を有する者
	文化行政担当	文化行政に関する知識・経験を有する者
	まち・ひと・しごと 創生総合戦略担当	まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する知識・経験を有する者
	保健福祉行政担当	保健福祉行政に関する知識・経験を有する者
	基金管理担当	基金管理に関する知識・経験を有する者

- (6) 杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略担当顧問の設置に関する要綱第1条から第3条まで

(目的)

第1条 この要綱は、杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略担当顧問（以下「顧問」という。）を設置し、その職務に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 顧問は、次に掲げる事項に係る専門的な助言を行う。

- (1) 杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略の実施及び進捗に関すること。
- (2) 地方創生全般に関すること。

(委嘱)

第3条 顧問は、杉並区非常勤職員規則（昭和39年杉並区規則第4号）に定める非常勤職員とし、総合戦略に関する専門知識があり実務経験を有する者のうちから、区長が委嘱する。

3 顧問（まち・ひと・しごと創生総合戦略担当）の新設及び委嘱等の経緯

- (1) 我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的として、平成26年11月に、「まち・ひと・しごと

創生法」が制定された。

同法第4条において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し（中略）、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」こととされ、同法第10条第1項において、「市町村（特別区を含む。）は（中略）、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）を定めるよう努めなければならない」こととされた。

(2) 平成27年11月に、区は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、①若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、②来街者を増やし、まちのにぎわいを創出する、③地方との連携により、豊かな暮らしをつくることを基本目標とした「杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「杉並区総合戦略」という。）を策定した。

(3) 区は、杉並区総合戦略に掲げる基本目標の達成に向け、その推進に努めてきたところであるが、今後、更に効果的に推進するためには、地方自治、地方創生に関する第一人者から、その豊富な経験、広い人脈、優れた知見を活かした専門的な助言を受け、取り組んでいくことが必要であると判断し、新たな顧問（非常勤職員）の職を設けることとした。

そして、平成28年8月31日に、非常勤職員規則を一部改正し、同年9月1日から、別表に顧問として新たに「まち・ひと・しごと創生総合戦略担当」を設け、その報酬額を「月額35万円」とした。

また、平成28年8月31日に、総合戦略担当顧問設置要綱を制定し、その職務を杉並区総合戦略の実施及び進捗並びに地方創生全般に関する事項に係る専門的な助言を行うこととするとともに、杉並区総合戦略に関する専門知識があり実務経験を有する者のうちから、区長が委嘱することとした。

(4) 区は、平成28年9月1日に、増田氏に対し、新設した「顧問（まち・ひと・しごと創生総合戦略担当）」を委嘱した。

同日付けの委嘱状の内容は、次のとおりである。

ア	職名	顧問（まち・ひと・しごと創生総合戦略担当）
イ	報酬	月額35万円
ウ	勤務内容	地方創生に係る支援及び助言
エ	勤務態様	非常勤
オ	所属	区民生活部文化・交流課
カ	委嘱期間	平成28年9月1日から平成29年3月31日まで
キ	委嘱者	杉並区長 田中 良

なお、増田氏を本件顧問としたのは、①岩手県知事、総務大臣、日本創成会議座長等を歴任し、地方分権、都市部における高齢化や人口減少問題に優れた知見と識見を有していること、②平成27年の区長との対談において、区が交流自治体である静岡県南伊豆町と連携して行う区域外特別養護老人ホームの整備を高く評価していることなどから、区の顧問の立場として、継

統的に大所高所から助言をいただくためであると説明されている。

- (5) 増田氏は、平成 28 年 9 月 5 日に区役所に登庁し、委嘱式に出席するとともに、①杉並区総合戦略の取組及び②地方創生・交流自治体連携フォーラムに関する助言等を行った。その時間は、午前 10 時 55 分から正午までの 1 時間 5 分であった。
- (6) 増田氏は、平成 28 年 9 月 23 日に区役所に登庁し、①区の財政、②杉並区人口ビジョン及び杉並区総合戦略の取組並びに③地方との連携に関する助言等を行った。その時間は、午後 1 時 25 分から午後 4 時 45 分までの 3 時間 20 分であった。
- (7) 区は、平成 28 年 10 月 7 日に、同年 9 月分の報酬として、35 万円を増田氏に支出した。

4 判 断

1 ページの「請求の概要」に記載したとおり、請求人は、①区では、条例上、特別職としての顧問は存在せず、一般職の非常勤職員規則の中で定めているにすぎず、また、増田氏は、条例の規定がないにもかかわらず、顧問職に就いており、一般職の非常勤顧問というものは違法である、②月額 35 万円の報酬支給の根拠とされるのは、議会の議決を不要とする非常勤職員規則しか見当たらず、非常勤職員である増田氏に対して月額報酬を支払う旨を定めた条例は存在しない、③平成 28 年 9 月分の報酬として支給した 35 万円は、勤務実態に照らしてあまりにも過大であり、日額 3 万円を上限とした非常勤職員の報酬規程に明白に反し、社会通念上も受け入れられるものではなく、また、非常勤職員の報酬は、純粋に勤務・職務に対する反対給付であって、いわゆる「生活給」の趣旨は全く含まれず、わずか 2 回、4 時間あまりの仕事に対して 35 万円も支給することが違法、無効であることは論をまたない等と主張し、本件支出は、区長の裁量権の濫用による違法な規則変更や支出負担行為等に基づいた違法、無効なものであり、不当利得に当たるので、返還請求させる等の必要な措置をとるよう、区長に対して勧告することを求めている。

そこで、①顧問（まち・ひと・しごと創生総合戦略担当）の職の設置の違法性の有無、②地方自治法第 203 条の 2 第 2 項ただし書の「条例の特別の定め」の有無、③月額報酬 35 万円の支出の違法性の有無について、以下判断する。

(1) 顧問（まち・ひと・しごと創生総合戦略担当）の職の設置について

請求人は、本件顧問は一般職の非常勤職員であるという前提に立って、本件顧問職の設置の違法性について主張するが、非常勤職員規則第 1 条第 1 号から第 5 号までに定める相談員、指導員、医員、研究員及び顧問の任用、身分等について定めた「杉並区非常勤職員取扱要綱」第 3 において、「職員の身分は、地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に定める非常勤の職とする」と明記されており、同項は特別職として 8 種類の職を列挙した規定であるから、本件顧問は、一般職の非常勤職員ではなく、特別職の非常勤職員であることは明らかである。

また、請求人は、「区では、条例上、特別職としての顧問は存在しない」、「増田氏は、条例の規定がないにもかかわらず、顧問という職に就いている」等と主張し、特別職としての顧問を設置するためには、条例の根拠を要するものと解しているようであるが、地方公務員法、地方自治法その他の法令に、本件顧問職の設置について、条例の根拠を要するとする旨の規定は存在しないことから、規則等を根拠として設置したとしても、違法であるとは認められない。

現に、本件顧問職に先行して、6種類の顧問職（情報政策担当、広報行政担当、地域行政担当、文化行政担当、保健福祉行政担当及び基金管理担当）が設けられているが、いずれの職も条例を根拠として設置されていない。

以上のことから、本件顧問職の設置が違法であるということとはできない。

なお、この点に関して、請求人から、「区から、増田氏は一般職の顧問であるという回答があった」旨の陳述があったため、監査委員から、所管部局である人事課及び地域活性化推進担当に対して、それぞれ説明を求めたところ、いずれも請求人に対してそのような回答を行っていないという説明を受けており、具体的な事実関係は明らかではないが、先に述べたとおり、本件顧問が特別職であるということは明らかであり、仮に一般職である旨の回答を行ったとすれば、それは誤った回答であり、職員の認識不足といわざるを得ないと考える。

（２） 地方自治法第 203 条の 2 第 2 項ただし書の「条例の特別の定め」について

地方自治法第 203 条の 2 第 1 項は、普通地方公共団体は、その非常勤の職員に対し、報酬を支給しなければならない旨を規定し、同条第 2 項は、非常勤の職員の報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給するが、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない旨規定し、条例で特別の定めをすれば、月額又は年額をもって支給するなど、勤務日数によらないことができるものとされている。なお、これらの規定は、同法第 283 条第 1 項の規定により、特別地方公共団体である特別区にも適用されるものである。

この点に関して、請求人は、月額 35 万円の報酬支給の根拠は、非常勤職員規則しかなく、地方自治法第 203 条の 2 第 2 項ただし書の「条例の特別の定め」は存在しない旨主張する。

確かに、請求人が主張するとおり、本件顧問の報酬を月額 35 万円とする条例の規定は存在しない。

しかしながら、非常勤職員報酬条例第 2 条第 2 項において、任命権者は、特に必要と認めた場合においては、報酬の額を月額で定めることができるとされ、その額は 35 万円を超えてはならない旨規定されている。

そして、任命権者である区長は、同条例の規定に基づき、非常勤職員規則において、本件顧問の報酬を月額 35 万円と定めたものと認められる。

以上のとおり、同規則別表の本件顧問の報酬に関する規定は、非常勤職員報酬条例第 2 条第 2 項の委任を受けて定められたものと認められ、また、その額も同項後段の月額報酬の上限額の範囲内の 35 万円と定められているこ

とからすると、同項が地方自治法第 203 条の 2 第 2 項ただし書の「条例の特別の定め」に該当すると解するのが相当であり、単に非常勤職員規則のみを根拠として月額報酬を支給したとは認められない。

なお、他の全ての特別区においても、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例が制定され、月額での支給を可能とする旨の規定が設けられているが、ほとんどの特別区の条例においては、区の非常勤職員報酬条例と同様に、月額報酬の上限額が定められているのみで、具体的な報酬額については規則等に委任されており、区の非常勤職員報酬条例が特別な規定であるとは認められない。

(3) 月額報酬 35 万円の支出について

先に述べたとおり、区では、地方自治法第 203 条の 2 第 2 項ただし書の「条例の特別の定め」として、非常勤職員報酬条例第 2 条第 2 項が設けられ、同項では、任命権者は、特に必要と認めた場合においては、報酬の額を月額で定めることができることとされ、その額は 35 万円を超えてはならない旨規定されており、任命権者である区長は、同項の規定に基づき、非常勤職員規則の一部を改正し、本件顧問の報酬を月額 35 万円と定めたものである。

請求人は、非常勤職員の報酬は、純粋に勤務・職務に対する反対給付であって、いわゆる「生活給」の趣旨は全く含まれず、平成 28 年 9 月分の報酬として支出した 35 万円は、わずか 2 回、4 時間あまりという勤務実態に照らしてあまりにも過大であり、日額 3 万円を上限とした非常勤職員の報酬規程に明白に反し、また、裁量権の濫用に当たり、違法、無効である等と主張する。

そこで、区長が、非常勤職員規則において、本件顧問の報酬を月額 35 万円と定めたことが、地方自治法第 203 条の 2 第 2 項に違反し、本件支出が違法、無効となるか否かについて、以下判断する。

そもそも、地方公共団体の非常勤の職員について月額報酬制その他の日額報酬制以外の報酬制度を採る条例等の規定が地方自治法第 203 条の 2 第 2 項に違反するか否かについては、当該非常勤職員の職務の性質、内容、職責や勤務の態様、負担等の諸般の事情を総合考慮して、当該規定の内容が裁量権の範囲を超え又はこれを濫用するものであるか否かによって判断すべきものと解するのが相当である。

上記の諸般の事情のうち、まず、本件顧問の職務の性質、内容、職責等について見ると、その職務内容は、総合戦略担当顧問設置要綱第 3 条において、杉並区総合戦略の実施及び進捗並びに地方創生全般に関する事項に係る専門的な助言を行うこととされていることからすると、地方自治、地方創生に関して区に助言を行うほどの専門的知識や経験が求められるものである。

また、地方創生は、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府が一体となって取り組んでいる課題であり、その地方版である杉並区総合戦略の推進は、区政の重要課題の一つであって、これらに対し専門的な助言を行うという職務は相応の責任を伴うものということができる。

次に、勤務の態様、負担等について見ると、増田氏が平成 28 年 9 月に区役所に登庁したのは同年 9 月 5 日と 9 月 23 日の 2 日で、これらの時間数の合計は 4 時間 25 分であることが認められる。

増田氏の勤務の態様等について、抗弁書では、本件顧問の職は、一定の学識、知識、経験に基づく地方創生に係る支援及び助言をその職務内容としており、必ずしも区役所への登庁を要するものばかりではなく、登庁日以外においても、杉並区総合戦略の推進という職責を果たすために活動することを求めるものであり、単に登庁日数によって評価されるものではないと説明されている。

このことからすると、登庁日以外にも、増田氏の持つ識見、経験、人脈、知名度等、その属性を最大限に活用して、同氏の様々な活動を通じて、杉並区総合戦略の推進に寄与することが期待されており、また、そのような活動は、委嘱期間を通じて、継続的に行うことが求められているものと解される。

このような職務、職責を果たすことができる優れた人材を確保するためには、相応の処遇が必要となる側面があることは否定し難いのであって、人材確保のために相応の報酬制度（本件の場合は、月額報酬制）を採用する必要があることは認められるというべきである。

また、抗弁書において、増田氏を本件顧問とした理由として、「継続的に大所高所から助言をいただくためである」と説明されているが、同氏には継続的、常態的に区政に関与してもらうことが想定されているものと解され、このために月額報酬をもって支給することとしたことは、相応の合理性を有するものと考えられ、登庁日数のみに応じて支給されるものではないと認められる。

このことは、平成 28 年 9 月の委嘱初月における登庁日数は 2 日であったものの、同年 11 月には青梅市役所において区と区の 8 つの交流自治体が参加して行われた「第 3 回地方創生・交流自治体連携フォーラム」に参加し、また、同月には日本経済新聞のインタビューで南伊豆町での特別養護老人ホームの整備等の区の施策について言及し、広く情報発信を行い、さらに、同年 12 月には職員研修として「リーダーシップとマネジメントが地域を変える」と題する講演を行うなど、単に登庁して助言をするという範囲を超えて、多様な活動を展開していることに現れているということができる。

また、上記の職務の内容及び職責、勤務の態様並びに人材確保の必要性等に鑑みれば、月額 35 万円の報酬額が不相当に高額であるとまではいうことができない。

以上の諸般の事情を総合考慮すれば、区長が、非常勤職員規則において、本件顧問の報酬を月額 35 万円と定めたことは、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとまでは認められないことから、地方自治法第 203 条の 2 第 2 項に違反するということはできず、また、月額 3 万円を上限とした非常勤職員の報酬規程（非常勤職員報酬条例）に違反するというのもできない。

以上のことから、本件支出は、違法、無効であると認めることはできない。

なお、請求人は、措置請求書添付資料において、勤務態様が週3日程度と記載されていることから、「週3日程度の勤務が期待されたにもかかわらず、平成28年9月に勤務したのはわずか2回にすぎない」旨主張する。

当該添付資料について、抗弁書では、「非常勤職員規則を改正するに当たり、担当課である人事課が一般的な月額報酬の算定根拠を出すために作成した検討段階の内部メモであり、増田氏の勤務態様は、平成28年9月1日付けの委嘱状に記載された内容が正式なものである」と説明されている。

当該添付資料は、非常勤職員規則の改正の参考資料の一つとして、人事課から政策経営部情報政策課法務担当に送付され、同担当が起案し、区長が決裁した文書（28杉並第29903号「杉並区非常勤職員規則の一部改正について」）に添付されたものであるが、当該文書は、本件顧問の報酬を月額35万円とする旨を決定した文書であって、当該添付資料の内容を決定したのではなく、他に当該添付資料の内容を決定した決裁文書は存在せず、むしろ、委嘱状には勤務態様として「非常勤」としか記載されていないことからすると、本件顧問の勤務態様は、週3日程度であると決定されたとは認められない。

（４） まとめ

以上のことから、本件監査請求には理由がないものと認められるので、これを棄却する。

別紙

杉並区職員措置請求書

杉並区監査委員御中

2016年11月9日

請求の趣旨

杉並区一般職非常勤職員・増田寛也に対して2016年9月分報酬名目で支給した35万円は不当利得にあたるので、杉並区長にこれを返還請求させるなど必要な措置をとるよう求める。

請求の理由

杉並区長は2016年9月1日付で、増田寛也氏を杉並区顧問として採用し、同年9月下旬に同月分報酬として35万円を支給した。これは以下の理由から違法・無効な支給である。

1 採用にあたって杉並区非常勤職員規則を改訂し、同年9月1日付で「まち・ひと・しごと創生総合戦略」担当の「顧問」職を新設した。その報酬は月額35万円と定めた。報酬額を月額35万円とした理由として、週3日×4週＝月12日×3万円という基準をめやすにしている。また非常勤職員は日額報酬を原則とするにもかかわらず月額とした理由は、「当該非常勤職員の職務内容は定例的なものではなく、勤務日や勤務日数を指定した勤怠管理にはなじまないものである」と杉並区は説明している。

なお、日額3万円は、杉並区の一般職非常勤職員に支払い得る上限金額である。

2 ところで、増田寛也氏は杉並区顧問という職にあるが、地方公共団体の「顧問」職とは、地方公務員法3条3項3号に定めたものである。すなわち同号には特別職として「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらのものに準

ずる職」を設けることができる」とある。しかしながら、杉並区は条例上、特別職としての「顧問」は存在しない。一般職非常勤職員の規則のなかで定めているにすぎない。一般職の顧問というのは地方自治法条の定めがないのであり、そもそも「顧問」と称するのは失当である。すなわち、増田氏は条例で規定がないにもかかわらず「顧問」という職についていることになる。

3 また、仮に一般職の非常勤顧問というものが適法だとしても、あるいは、増田氏は特別職の顧問であるのだという解釈をなし得たとしても、月額35万円を支給する根拠はない。月額35万円の報酬支給の根拠とされるのは、議会の議決を不要とする「杉並区非常勤職員規則」しかみあたらない。非常勤職員の報酬について定めた地方自治法203条の2第2項であるが、その「ただし書き」はこう述べている。

「ただし条例で特別の定めをした場合は、その限りではない」

つまり、日額以外の支給をする場合は、条例によって「特別の定め」を設けなければならない。ところが、杉並区においては、非常勤職員である増田氏に対して月額報酬を払う旨定めた条例はないのである。月額支給の根拠はない。

4 さらに、万が一の仮定の話であるものの、杉並区非常勤職員規則のうち「まち・ひと・しごと創生総合戦略」担当という顧問職を置くこと、ならびに月額報酬を支給することが、金額を除いた部分に限って適法だとしても、報酬を月額35万円とした部分は違法である。9月分報酬として支給した35万円は勤務実態に照らしてあまりにも過大であり、日額3万円を上限とした非常勤職員の報酬規程に明白に反し、社会通念上も受け入れられるものではない。すなわち、週3回程度の勤務が期待されたにもかかわらず、9月に勤務したのはわずかに2回にすぎない。

9月5日に職員と約1時間面談、同月23日に3時間20分面談したのみである。一般職非常勤職員の報酬について定めた根拠法は地方自治法203条の2第2項であるが、そこには原則日額であり、条例で特別の定めをした場合はその限りでない旨規定されている。つまり、純粹に勤務・職務に対する反対給付であっていわゆる

「生活給」の趣旨はまったく含まれない。月額35万円わずか2回、4時間あまりの仕事に対して35万円も支給することが違法・無効であることは論をまたない。

5 結論として、杉並区職員増田寛也に対して支給した9月分報酬35万円は、杉並区長の裁量権の濫用による違法な規則変更や支出負担行為等にもとづいた違法・無効な支出であり、不当利得というべきである。

以上の理由により、地方自治法第242条1項の規定にもとづき、別紙事実証明書をつけて、必要な措置を請求する。

請求者

A

疎明資料

別紙

資料1 「専門非常勤職員 顧問（まち・ひと・しごと創生総合戦略担当）の設置について」と題する文書

以上

専門非常勤職員 顧問（まち・ひと・しごと創生総合戦略担当）の設置について

1 設置目的

区では、平成27年12月に策定した杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略の3つの基本目標の達成に向けた取組を行ってきたところである。将来にわたって地域の活力を維持し、持続可能な財政運営を確保しながら、地方との多様な連携・交流の強化・拡大を推進していくため、地方創生・地域活性化に係る行政に精通した人材を登用する。

2 職務内容

地方創生・地域活性化に係る専門的な支援及び助言

- ・杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理に関すること
- ・交流自治体との連携事業の創出に関すること
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る国の動向や他自治体の取組等に関する情報提供など

3 勤務態様

週3日程度

※ 必要に応じ勤務日を指定するとともに、勤務日以外での電話、メール等での相談等を想定している。

※ 勤怠管理は行わない。

4 報酬

月額35万円

非常勤職員に対する報酬の支給は、勤務日数に応じて支給することとなっているため、日額で報酬額を設定するのが原則であるが、当該非常勤職員の職務内容は定例的なものではなく、勤務日や勤務日数を指定した勤怠管理にはなじまないものである。

については、当該非常勤職員の職務の性質、内容、職責や勤務態様等を考慮し、月額での報酬額の設定とする。なお、月額報酬額の積算根拠は以下のとおりである。

【月額報酬額の積算根拠】

日額3万円※1×週3日×4週＝月額36万円※2

※1 杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条に定める日額上限

※2 杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条に定める月額上限は35万円

別紙 2

28 杉並第 46196 号
平成 28 年 11 月 28 日

杉並区監査委員 宛

杉並区長 田中 良

非常勤職員の報酬に関する住民監査請求に基づく監査の実施に伴う
抗弁書の提出について

平成 28 年 11 月 16 日付 28 杉並監査第 345 号により通知のあった
標記の件について、別紙のとおり提出します。

標記の件について以下のとおり抗弁する。

1 顧問(まち・ひと・しごと創生総合戦略担当)の就任に関するこれまでの経緯

- (1) 平成27年国勢調査によると我が国の人口は、1億2,711万人であり、平成22年の前回の同調査に比べて94万7,000人の減となり、国勢調査開始以来、初めての人口減少を記録した。

また、一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示す合計特殊出生率は、平成27年人口動態統計月報年計(厚生労働省)によれば1.46であり微増傾向にはあるものの、欧米諸国と比較するとなお低い水準にとどまっており、全体的な動向においては人口減少に歯止めがかかるような状況とはなっていない。

加えて、人口移動の面では、東京一極集中の傾向が加速している。東京都への転入超過数は、平成24年以降4年連続で増加を記録している。その大半は、15～24歳の若年層であり、近年は25～29歳における転入超過数も増加傾向にある。

こうした社会的背景を受け、平成26年11月に国は、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏における地方の若者を中心とした過度の人口増加を是正し、将来にわたって活力ある地域社会を創造していくため、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、同年12月、同法に基づき将来の方向性を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定した。

- (2) 「まち・ひと・しごと創生法」では、各地方自治体が、地方創生の取組に向け、地方版総合戦略の策定に努めることが規定されている。

地方の人口減少が続き地方に若者がいなくなれば、東京圏における高齢化や人口減少の問題に発展することは明らかであり、現在人口が減少していない我が区においても、これら地方が抱える諸課題については同様の課題と受け止め、持続可能な地域社会の活力を維持する上で自らの問題として認識していくことが必要である。

こうした状況を踏まえ、少子高齢化に対応するとともに、都市と地方との共存共栄に向けた取組をさらに充実して推進していくために、区は昨年11月、①若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、②来街者を増やしまちのにぎわいを創出する、③地方との連携により、豊かな暮らしをつくる、ことを基本目標とした、「杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。

- (3) 区は、「杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる基本目標の達成に向け、平成28年度から本格的に取り組を開始し、その総合戦略の推進に努めてきたところである。今後は、総合戦略をさらに効果的に推進していく必要があるため、区は、新たに顧問(まち・ひと・しごと創生総合戦略担当)を設置するとともに、増田寛也氏へ就任をお願いし、本年9月1日付で委嘱を行ったところである。

増田氏を顧問としたのは、これまで岩手県知事、総務大臣、日本創成会議座長を務め、地方分権、都市部における高齢化や人口減少問題に優れた知見と識見を有していること、また、増田氏は杉並区が南伊豆町で行う区域外特別養護老人ホームの整備を高く評価していること、さらに、平成27年に杉並区長との「東京圏の介護問題等」についての対談において、区と交流自治体との連携に関心を示していたことから、区の顧問の立場として、継続的に大所高所から助言をいただくためである。

こうした経緯から、区は、地方創生における第一人者より、その豊富な経験や人脈と優れた知見を活かした専門的な助言を受け、区の総合戦略に取り組んでいくことが必要であると判断した。

2 顧問委嘱の経過

(1) 規則の改正について

平成28年9月1日付けで、「杉並区非常勤職員規則」を一部改正し、別表の顧問の項に「まち・ひと・しごと創生総合戦略担当」を新設し、報酬の額を月額350,000円とした。

(2) 委嘱内容について

平成28年9月1日付けで増田氏に委嘱した内容は、次のとおりである。

○職名 顧問(まち・ひと・しごと創生総合戦略担当)

○報酬 月額350,000円

○勤務内容 地方創生に係る支援及び助言

○勤務態様 非常勤

○所属 区民生活部文化・交流課

○委嘱期間 平成28年9月1日から平成29年3月31日まで

○委嘱者 杉並区長 田中良

(3)平成 28 年 9 月の勤務実績について

平成 28 年 9 月 5 日 委嘱式

区の総合戦略の取組に関すること

地方創生・交流自治体連携フォーラムに関すること

9 月 23 日 区の財政について

区人口ビジョン及び総合戦略の取組について

地方との連携について

(4)報酬額の支払い

平成 28 年 10 月 7 日、9 月分として 350,000 円を増田氏に支払った。

3 今回の措置請求に関する区の見解

(1)特別職としての顧問について

請求人は、杉並区職員措置請求書 2 の中で、「地方公共団体の『顧問』職とは、地方公務員法 3 条 3 項 3 号に定めたものである。すなわち同号には特別職として『臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらのものに準ずる職』を設けることができるとある。しかしながら、杉並区は条例上、特別職としての『顧問』は存在しない。」と主張している。

この主張は、同号が特別職は条例で定めることにより設けることができる旨を定めていると解していることを前提にしているようであるが、同条は地方公務員の職を一般職と特別職とに区分している規定であって、同条第 3 項に列挙された特別職を設ける場合には条例で定めることとしているものではない。

また請求人は、同請求書 2 の中で、「一般職非常勤職員の規則のなかで定めているにすぎない。」と主張している。

この主張は、杉並区非常勤職員規則を、一般職の非常勤職員に係るものであることを前提にしているようであるが、同規則は、非常勤職員に係るものであって、必ずしも一般職又は特別職に限定しているものではない。なお、現に、同規則第 1 条で置くこととしている非常勤職員については、全て特別職であって、一般職の非常勤職員については規定していない。

さらに請求人は、「一般職の顧問というのは地方自治法条の定め

がないのであり、そもそも『顧問』と称するのは失当である。」また、「増田氏は条例で規定がないにもかかわらず『顧問』という職についていることになる。」と主張しているが、顧問（まち・ひと・しごと創生総合戦略担当）は、非常勤の顧問の職として設置したものであり、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職になるのであって、一般職の顧問として設置した職ではない。

請求人の主張は、条例によって顧問の職を設置することを定めなければ、増田氏を顧問の職に任用することはできないとの趣旨と思われるが、特別職たる非常勤の顧問の職の設置を条例事項とする法令の規定はなく、その職へ増田氏を任用するための任命行為は、杉並区副区長等と異なり杉並区議会の同意を必要とせず、本人の同意のもと、任命権者が行うものであることから、請求人の主張には理由はない。

(2) 月額 35 万円の支給について

請求人は、杉並区職員措置請求書3の中で、「月額35万円を支給する根拠はない。月額35万円の報酬支給の根拠とされるのは、議会の議決を不要とする『杉並区非常勤職員規則』しかみあたらない。」また、「日額以外の支給をする場合は、条例によって『特別の定め』を設けなければならない。ところが、杉並区においては、非常勤職員である増田氏に対して月額報酬を払う旨定めた条例はないのである。」と主張している。

しかし、非常勤職員の報酬等については、特別の定めがあるものを除くほか、杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところによることとしており、同条例第2条第2項において、任命権者が特に必要と認めた場合においては、報酬の額を月額で定めることができることとし、その額は35万円を超えてはならないと定めているのであって、杉並区非常勤職員規則の別表の規定は、同条例の規定を受けて、顧問（まち・ひと・しごと創生総合戦略担当）の報酬の額を月額35万円と定めたものであるから、請求人の主張には理由がない。

(3) 月額報酬の妥当性について

請求人は、杉並区職員措置請求書4の中で、「報酬を月額35万円とした部分は違法である。9月分報酬として支給した35万円は勤務実態に照らしてあまりにも過大であり、日額3万円を上限とした非常勤職員の報酬規程に明白に反し、社会通念上も受け入れられるものではない。」とも主張している。

この点に関して、杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例第 2 条では、日額その他、任命権者が特に必要と認めた場合は月額、年額での支払いも規定しているため違法・不当な点はない。

また、請求人は、「週 3 回程度の勤務が期待されたにもかかわらず、9 月に勤務したのはわずか 2 回にすぎない。9 月 5 日に職員と約 1 時間面談、同月 23 日に 3 時間 20 分面談したのみである。(中略) 4 時間あまりの仕事に対して 35 万円も支給することが違法・無効であることは論をまたない。」と主張している。

請求人は、資料 1 の 3 勤務態様を引用しているが、これは「杉並区非常勤職員規則」を改正するに当たり、担当課である人事課が一般的な月額報酬の算定根拠を出すために作成した検討段階の内部メモであり、増田氏の勤務態様は、平成 28 年 9 月 1 日付けの委嘱状に記載された内容が正式なものである。

また、確かに 9 月に杉並区役所に登庁したのは 2 回ではあるが、顧問(まち・ひと・しごと創生総合戦略担当)の職は、一定の学識、知識、経験に基づく地方創生に係る支援及び助言をその職務内容としており、必ずしも区役所への登庁を要するものばかりではない。例えば、平成 28 年 11 月 4 日に、青梅市において開催された地方創生・交流自治体連携フォーラムに同氏はオブザーバーとして参加をし、杉並区の取組みを評価する発言を行ったことも顧問としての職務の一例である。今後も、区は増田氏を通じて、国や他自治体に対して、区の総合戦略のひとつである「地方との連携により豊かな暮らしをつくる」という取組みについて発信してもらうなど、まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を進めていくものである。

増田氏は、岩手県知事を 3 期務め、その後総務大臣を務めた、地方自治、地方創生に関する第一人者である。増田氏には区役所への登庁日以外においても、総合戦略の推進という職責を果たすために活動することを求めるものであり、単に登庁日数によって評価されるものではない。従って、増田氏の職務内容は、勤務日や勤務日数を指定した勤怠管理や日額払いにはなじまないため、月額報酬を採用した。

また、増田氏の知事 3 期及び総務大臣を務めたこれまでの経歴及び地方自治、地方創生に関しての深い知見等を総合的に判断すれば、杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例第 2 条で規定された月額 35 万円の上限額で委嘱することは妥当であり、請求人の主張には理由がない。

資 料

杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例

昭和31年 9 月 29 日
条例第16号

(通則)

第 1 条 杉並区非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(報酬の額)

第 2 条 職員に対する報酬の額は、勤務 1 日につき 3 万円を超えない範囲内において、任命権者が定める額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、特に必要と認めた場合においては、報酬の額を区長と協議して、時間を単位とする額・月額又は年額で定めることができる。この場合における報酬の額は、時間を単位として定める場合にあつては 1 時間当たり 4,000 円、月額として定める場合にあつては 35 万円、年額として定める場合にあつては 80 万円を超えてはならない。

(報酬の支給方法)

第 3 条 日額の報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数により計算した総額を翌月 10 日までに支給する。

- 2 月額の報酬を受ける職員であつて任命権者が定めるものが月の中途において死亡したときは、その日まで報酬を支給する。この場合において、その月分の報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算する。
- 3 月額の報酬を受ける職員であつて任命権者が定めるものが月の初日（月の中途においてその職に就いたときにあつては、その職に就いた日）からその月の末日（月の中途においてその職を離れたときにあつては、その職を離れた日）までの間にわたりその職責を果たすことができないと認められるときは、その月分の報酬を支給しない。
- 4 前 2 項に定めるもののほか、月額の報酬の支給方法は、杉並区職員の給与に関する条例（昭和 50 年杉並区条例第 9 号）の適用を受ける職員の例による。
- 5 時間を単位とする報酬及び年額の報酬の支給方法は、任命権者が定める。

一部改正〔平成 28 年条例 1 号〕

(費用弁償)

第 4 条 職員が公務のため出張したときは、その費用を弁償する。

- 2 費用弁償は、鉄道賃・船賃・航空賃・車賃・旅行雑費・宿泊料及び食卓料の 7 種とし、その額は、次に定めるところによる。
- (1) 時間を単位とする報酬並びに日額及び月額の報酬を受ける者にあつては、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和 50 年杉並区条例第 10 号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける者の旅費相当額
- (2) 年額の報酬を受ける者にあつては、任命権者が区長と協議して定める額

(費用弁償の支給方法)

第 5 条 費用弁償の支給方法は、旅費条例の適用を受ける職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 31 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

(以下略)

杉並区非常勤職員規則

昭和39年 3 月 28 日
規則第 4 号

(職員)

第 1 条 杉並区（以下「区」という。）に、法令その他別に定めがあるもののほか、次の非常勤職員（以下「職員」という。）を置く。

- (1) 相談員
- (2) 指導員
- (3) 医員
- (4) 研究員
- (5) 顧問
- (6) 嘱託員
- (7) パートタイマー

一部改正〔平成19年規則18号・22年17号〕

(任免)

第 2 条 職員は、区長が任免する。

(欠格条項)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する者は、職員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 区において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(勤務条件)

第 4 条 職員の勤務条件は、条例または規則に定めがあるもののほか、任命の際、区長が定める。

(服務)

第 5 条 職員は、その職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

- 2 職員は、その職務を遂行するに当つては、法令、条例および規則に従い、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
- 3 職員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- 4 職員は、区長の許可をうけた場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(免職事由)

第 6 条 職員が次の各号の一に該当するときは、その職を免ずる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合
- (3) 職制の改廃または予算の減少により廃職または過員を生じた場合
- (4) 刑事事件に関し起訴された場合

(報酬)

第 7 条 職員の報酬の額は、別表のとおりとする。ただし、嘱託員及びパートタイマーについては、別に区長が定める。

- 2 報酬の額が時間を単位として定められた職員の報酬は、日額で定められた職員に支給する報酬の例により支給する。
- 3 職員が公務上の災害により休業補償を受けた場合は、その期間、報酬を支給しない。

一部改正〔平成21年規則88号・28年31号・43号〕

附 則

- 1 この規則は、昭和39年3月29日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に在職する職員は、それぞれの職務に従い、この規則に定める相当の職にある者とみなし、期間を定めて採用されていた者については、当該期間は、従前の就職の日から起算する。

附 則

(略)

附 則 (平成28年8月31日規則第139号)

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

別表 (第7条関係)

職員		報酬の額	
相談員	職員健康相談担当	日額	15,500円
	法律相談担当	日額	20,300円
	家事相談担当	日額	13,100円
	家庭相談担当	日額	13,100円
	交通事故・防犯相談担当	日額	13,100円
	くらしの相談担当	日額	13,100円
	税務相談担当	日額	13,100円
	女性相談担当	日額	13,100円
	融資相談担当	日額	15,500円
	中国残留邦人等支援相談担当	日額	9,700円
	精神保健相談担当	日額	8,300円
	みどりの相談担当	日額	13,400円
	指導員	安全指導主任	日額
安全指導担当		日額	13,100円
徴税指導担当		日額	15,500円
商工指導担当		日額	15,500円
会計指導担当		日額	15,500円
理学療法訓練指導担当		日額	19,700円
作業療法訓練指導担当		日額	19,700円
言語療法訓練指導担当		日額	19,700円
心理療法訓練指導担当		日額	19,700円
福祉政策指導担当		日額	15,500円
児童情報活用指導担当		日額	13,100円
補助金適正化専門委員		日額	19,700円
衛生検査所精度管理専門委員		日額	21,300円
医員		産業医	月額
	職員健康相談担当	日額	20,400円
	緊急一時保育担当	月額	58,000円
	保育所担当	月額	33,200円
	保育所(8箇月以上児保育実施園)担当	月額	49,100円
	保育所(障害児保育実施園)担当	月額	49,100円
	保育所(産休明け保育実施園)担当	月額	69,600円
	福祉事務所担当	日額	20,400円
	障害者福祉会館担当	日額	20,400円
	身体障害者通所施設担当	日額	20,400円
	身体障害者通所施設(指導医)担当	月額	100,600円
	すぎのき生活園担当	日額	20,400円

	こども発達センター（管理医）担当	月額	134,600円
	こども発達センター担当	日額	20,400円
	高齢者活動支援センター担当	日額	20,400円
	災害医療担当	日額	20,400円
	保健センター担当	日額	20,400円
研究員	保育研究担当（主任）	日額	19,700円
	保育研究担当	日額	13,100円
顧問	情報政策担当	月額	350,000円
	広報行政担当	月額	350,000円
	地域行政担当	月額	70,000円
	文化行政担当	月額	350,000円
	まち・ひと・しごと創生総合戦略担当	月額	350,000円
	保健福祉行政担当	月額	100,000円
	基金管理担当	月額	350,000円

付記

- 1 保育所が延長保育を実施する場合の医員の報酬の額は、規定報酬の額に7,000円を加算した額とする。
- 2 8箇月以上児保育又は産休明け保育と障害児保育を一の保育所で実施することとなった場合の医員の報酬の額は、規定報酬の額（産休明け保育を実施する場合にあつては、産休明け保育実施園担当の報酬額）に15,900円を加算した額とする。
一部改正〔平成18年規則17号・19年18号・86号・20年20号・21年33号・79号・88号・22年17号・57号・23年12号・34号・24年27号・25年16号・68号・26年44号・86号・27年20号・67号・76号・104号・28年43号・130号・139号〕

杉並区非常勤職員取扱要綱

昭和60年 3 月 7 日
杉総職発第864号

(目的)

第 1 この要綱は、杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年杉並区条例第16号)及び杉並区非常勤職員規則(昭和39年杉並区規則第4号。以下「規則」という。)に定めがあるものを除くほか、規則第1条第1号から第5号までに定める相談員、指導員、医員、研究員及び顧問の職にある者(以下「職員」という。)の任用及び身分等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任用)

第 2 職員の任用は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 職員を任用する場合の職務上必要な基準は、別表に定めるところとする。
- (2) 職員の任用期間は、4月1日から起算して1年間とする。ただし、4月2日以降に任用された者の任用期間は、その者の任用された日以降における最初の3月31日までとする。
- (3) 区長は、職員を再任することができる。区長は、その者の意欲、能力、健康状況及び勤務実績等を勘案して再任を決定するものとする。

(身分)

第 3 職員の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に定める非常勤の職とする。

(退職)

第 4 職員は、退職しようとするときは、特別の事由のある場合を除き、退職しようとする日前10日までに退職願を区長に提出しなければならない。

(委任)

第 5 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 杉並区非常勤職員取扱要綱(昭和57年3月30日杉総職発第1232号)は、廃止する。

附 則

(略)

附 則 (平成28年8月31日杉並第45170号)

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

別表

	職名	資格基準
相談員	(職員健康相談担当)	臨床心理士の資格を有する者
	(法律相談担当)	弁護士の資格を有する者
	(家事相談担当)	家庭裁判所の調停委員の経験を有する者又はこれに準ずる者
	(交通事故・防犯相談担当)	交通事故の処理及び防犯対策に関する専門的知識・経験を有する者
	(くらしの相談担当)	国又は公共団体及びこれらに準ずる機関において相談業務に従事した経験を5年以上有する者又はこれに相当する知識・経験を有すると認められる者
	(家庭相談担当)	家庭福祉問題に関し知識・経験を有し、長年にわたり社会福祉の増進に熱意を有してきた者
	(税務相談担当)	税理士の資格を有し、実務経験のある者

	(女性相談担当)	家庭裁判所の調停委員の経験を有する者若しくはこれに準ずる者又は国、地方公共団体その他これに準ずる機関において相談業務に従事した者若しくはこれに相当する知識、経験を有すると認められる者
	(融資相談担当)	融資に関する知識・経験を有する者
	(中国残留邦人等支援相談担当)	中国残留邦人の支援相談業務に関する知識・経験を有する者
	(精神保健相談担当)	精神保健福祉士の資格を有する者又はこれに準ずる者
	(みどりの相談担当)	樹木医、グリーンアドバイザー若しくはこれと同等の資格を有する者又は園芸に関する専門知識、経験、実績及び熱意を有すると認められる者
指導員	(安全指導主任)	区民及び地域の安全対策に関する専門的知識・経験を有する者
	(安全指導担当)	区民及び地域の安全対策に関する知識・経験を有する者
	(徴税指導担当)	租税の滞納整理に関する知識・経験を有する者
	(商工指導担当)	中小企業診断士の資格を有する者又はこれに準ずる者
	(会計指導担当)	社会福祉法人会計又は企業会計の専門知識を有する者
	(理学療法訓練指導担当)	理学療法士の免許を有する者
	(作業療法訓練指導担当)	作業療法士の免許を有する者
	(言語療法訓練指導担当)	大学又は専門学校等において、心身障害のリハビリテーションに関する学科を修了した者
	(心理療法訓練指導担当)	大学の心理学科を卒業した者又は大学において教育心理学、社会心理学、発達心理学等心理学に関する科目の単位を40単位以上習得した者
	(福祉政策指導担当)	福祉行政の分野における専門知識を有する者
	(児童情報活用指導担当)	大学において心理学、教育学、社会学のいずれかの学科を卒業した者又は大学において心理学、教育学、社会学に関する科目の取得単位が合計で40単位以上の者
	(補助金適正化専門委員)	行財政の分野における専門知識を有する者
	(衛生検査所精度管理専門委員)	衛生検査所精度管理に関し学識経験を有する者
医員		医師の免許（身体障害者通所施設担当であって、その主たる職務内容が摂食指導であるものにあつては、歯科医師免許）を有する者
研究員	保育研究担当（主任）	教員の免許を有する者で、保育に関する専門知識、経験を有すると認められる者
	保育研究担当	教員の免許を有する者又は保育に関する知識、経験を有すると認められる者
顧問	情報政策担当	情報政策に関する知識・経験を有する者
	広報行政担当	広報行政に関する知識・経験を有する者
	地域行政担当	地域行政に関する知識・経験を有する者
	文化行政担当	文化行政に関する知識・経験を有する者

まち・ひと・しごと創生総合戦略担当	まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する知識・経験を有する者
保健福祉行政担当	保健福祉行政に関する知識・経験を有する者
基金管理担当	基金管理に関する知識・経験を有する者

資料 4

杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略担当顧問の設置に関する要綱

平成 28 年 8 月 31 日

杉並第 32650 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略担当顧問（以下「顧問」という。）を設置し、その職務に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第 2 条 顧問は、次に掲げる事項に係る専門的な助言を行う。

- (1) 杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略の実施及び進捗に関すること。
- (2) 地方創生全般に関すること。

(委嘱)

第 3 条 顧問は、杉並区非常勤職員規則（昭和 39 年杉並区規則第 4 号）に定める非常勤職員とし、総合戦略に関する専門知識があり実務経験を有する者のうちから、区長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 顧問の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、年度途中で委嘱した顧問の任期は、年度の末日までとする。

2 顧問は、再任することができる。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区民生活部地域活性化担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。